

個人情報を含むSDカードの紛失について

令和8年1月27日、日進町こども文化センター及び川崎小学校わくわくプラザで勤務している指定管理者（公益財団法人かわさき市民活動センター）の職員が、利用者向けの広報紙を作成するために、川崎小学校わくわくプラザを利用している児童等の写真データなど個人情報（約100人分）が入ったSDカードを川崎小学校わくわくプラザから持ち出し、日進町こども文化センターで作業した後、SDカードを戻すことを失念し、翌日、SDカードを紛失していることが判明しました。

関係者の皆様に深くお詫びするとともに、現時点で発見されていないため引き続き捜索を続けてまいります。なお、現時点で個人情報の漏えいは確認されておりません。

1 紛失した個人情報

川崎小学校わくわくプラザ利用者の児童等（約100人分）の写真データ（広報紙作成や行事の記録に使用するためのイベントの風景や作品、日常の風景など。なお施設利用者以外が写る可能性がある場合は撮影を行っていない。）

わくわくプラザとは、放課後・土曜・長期休業日など、利用を希望する小学1年生から小学6年生までが、わくわくプラザ室を中心に、遊びを通じて、仲間づくりを図ります。わくわくプラザは、市内のすべての公立小学校の敷地内にあります（全115箇所）。

2 指定管理者及び職員

公益財団法人かわさき市民活動センター：中原区新丸子東3-1100-12
本市のわくわくプラザ全115箇所中77箇所指定管理を担っている。
職員（正規職員、40代、女性）

3 発生（紛失した）日時

令和8年1月27日（火）13時40分～1月28日（水）16時40分の間

4 経過

【1月27日（火）13時40分頃】

- 指定管理者の職員が、川崎小学校わくわくプラザからSDカードを持ち出す。
- 持ち出したSDカードのデータを使って、日進町こども文化センターにて利用者向けの広報紙を作成後、SDカードを上着のポケットに入れたまま、川崎小学校わくわくプラザに向かった（ここで返還しなかった）。勤務終了後、買い物をして自宅に帰宅した。

【1月28日（水）16時40分頃】

- ・川崎小学校わくわくプラザで児童の作品を撮影するため、デジタルカメラを使用しようとした際、SDカードがないことを覚知した。
- ・即日、職場の上司へ報告した後、施設や通勤経路、自宅等を検索するも見つからなかった。

【1月29日（木）16時頃】

- ・本市へ報告を行った。

【1月30日（金）】

- ・川崎警察署に「遺失届」を提出した。

5 原因

SDカードを含め持ち運び可能な記憶媒体については、公益財団法人かわさき市民活動センター情報システム運用要領にて、所定の保管場所に収納することや、原則として外部へは持ち出してはならないこと、外部に持ち出す場合には所属長の意見を付して申請して管理者の許可が必要なことが定められていましたが、指定管理者職員が運用を遵守しなかったことが原因と考えられます。

6 今後の対応

当該法人には、今回の件と再発防止策について職員に周知徹底し、職員が要領を遵守するよう指導してまいります。

問合せ先

川崎市子ども未来局青少年支援室

電話 044-200-3083